年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 11 件

群馬国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年3月まで

A町(現在は、B市)に転入した当時に国民年金の加入手続を行った。 その際、さかのぼって保険料を納付することが可能であるとの説明を 受けたことから、その後、それまで未納となっていた昭和43年4月か ら53年3月までの保険料も納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、オンライン記録により納付していることが確認できる申立期間直後の昭和53年4月から54年2月までの保険料については、一括して現年度納付しているものと推認できる。

また、申立人は、口頭意見陳述において、ローンで家を買ったばかりで家計が苦しい中、翌月の給料から保険料を捻出したことを鮮明に記憶していると申述しており、さかのぼって保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、52年1月から53年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付することは可能であり、申立人は、給料から9万円か10万円ぐらいを保険料としてさかのぼって一括して納付したと申述しており、当該期間の過年度保険料及び昭和53年度の現年度保険料を合計した保険料額にほぼ近い金額を記憶している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 51 年 12 月までについては、手帳記号番号が払い出された 54 年 2 月時点において第 3 回特例納付により保険料を納付することは可能であるものの、申立人が納付した

とする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合 の保険料額と大きく相違する。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで

② 昭和45年1月から同年3月まで

申立期間については、長兄が国民年金保険料を納付してくれていた。 申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ9か月及び3か月と短期間である上、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 40 年7月ごろと考えられ、この時点において時効未到来である申立期間①の保険料を納付することは可能であり、事実、申立人は、オンライン記録により、申立期間①直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、申立人と同居していたその長兄と三兄は、二人共自身の保険料を納付しており、申立人のみが申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間②の前後の期間の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月26日から40年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を40年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年まで

② 昭和37年から38年まで

③ 昭和39年12月26日から40年12月まで

④ 昭和45年10月から46年5月まで

⑤ 昭和 47 年から 48 年まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①、②、④及び⑤の4か所の事業所については加入記録が無く、申立期間③の事業所については一部の加入記録が無い旨の回答があった。各事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格取得日が昭和 38 年7月1日、資格喪失日が 39 年 12 月 26 日と記録されているところ、申立人と同時に同社に入社し、一緒に勤務していたその妻は「夫は、自分がA社を退職した昭和 40 年6月末時点ではまだ在職し、同年 12 月中旬まで勤務して

いた。」と申述しており、別の同僚からも「申立人は、奥さんが辞めた後も、勤務形態の変更も無く、勤めていた。」との証言が得られた上、申立人は「日付は特定できないものの、例年 12 月 15 日前後に支給される暮れのボーナスが、今年は支給されないと分かった昭和 40 年12 月中旬にA社を辞めた。」と具体的に述べていることに加えて、次の勤務先において、40 年 12 月 18 日に取締役に就任していることが確認できることから、申立人は、38 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した後、40 年 12 月中旬までの期間、同社に、勤務形態の変更を伴うことなく勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得した複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたと証言しており、 当該事業所に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。 これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における資格喪失時の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主の明確な回答も得られないものの、申立期間③に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、昭和39年12月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から40年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社に勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局において法人登記の記録は無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、C社(後に、D社に組織変更し、解散)に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、C社は、昭和 35 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立人について、厚生年金保険の被保険者としての記録は見当たらない上、同社は、48 年 11 月 12 日に解散しており、代表者及び役員の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

申立期間④について、申立人の妻は「夫は、E社に勤務していた。」と証言しているものの、申立期間④当時に当該事業所に勤務し、かつ回答が得られた複数の元従業員は「申立人を知らない。」と証言していることから、申立人が申立期間④において、同事業所に勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録により、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、法人商業登記簿謄本を確認することができない上、代表者及び役員の氏名が不明であることから、厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

申立期間⑤について、申立人の妻は「夫は、F所のそばにあったG社に勤務していた。」と具体的に証言しているものの、当該事業所は「当初から保管している従業員名簿及び被保険者名簿を点検したが、申立人の記録は無い。」と回答している上、同事業所の複数の元従業員からは申立人に関する証言が得られないことから、申立人の申立期間⑤における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

申立期間①、②、④及び⑤について、申立人は給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人が、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者記録を取得し、同年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、1万6,000 円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年11月1日に、資格喪失日に係る記録を35年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年7月1日まで

② 昭和34年4月1日から35年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間においても継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和34年4月1日から同年11月1日までの期間 について、A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、 申立人が同所において同年4月1日から同年11月1日までの期間について、申立人と同姓同名、生年月日が同一で、かつ基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が当該事業所において、昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和 34 年4月1日から同年 11 月1日までの期間の標準報酬月額については、当該事務所に係る未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間について、申立期間当時、一緒にA社のC所(適用事業所はD社(本社))に勤務していた同僚の証言により、申立人が当該期間において、資材を工事現場に運ぶ大型貨物自動車の運転手として、業務内容や雇用形態に変更無く、継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚は、「自分はA社E支店に行く直前まで申立人と同社のC所で一緒に勤務していた。」と証言している上、「A社E支店へは、申立人の運転するトラックで向かった。」と証言しているところ、申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間において、A社のC所(適用事業所はA社(本社))の厚生年金保険の加入記録が継続しており、同年4月1日以降は、同社E支店における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る未統合の被保険者記録が確認されたことや、昭和 35 年4月1日 以降もD社F所における厚生年金保険加入記録が確認できることから、 A社は、34 年 11 月1日から 35 年4月1日までの期間についても申立 人を厚生年金保険被保険者として取り扱っていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間の標準報酬月額については、34年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 後継事業所に当時の書類が残っていないことから、現在の事業主は、不 明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②のうち、昭和34年11月1日から35年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、当該事業所G所における複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、同所において在職し、越 冬していたことは推認できる。

しかしながら、当該所の元従業員は、申立期間①のうち、「同所において越冬している期間は、現場の仕事ができずに越冬隊としての仕事のみであったので、申立人は、被保険者資格を喪失したのではないか。」と供述している上、オンライン記録により、申立人と一緒に越冬したと供述している複数の同僚のうちの一人は、申立人同様、申立期間①において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認でき、もう一人も、越冬していたものと推認できる期間においては、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上述の複数の同僚は、越冬終了後は間もなく次の事業所へ異動した旨を証言しているが、オンライン記録によると、異動してすぐには被保険者資格を再取得してはおらず、申立人と同様の空白期間が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(*)における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで 私は、B法人A社に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA社 となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、 オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から 厚生年金保険料が控除されていた事実があるので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA社が厚生年金保険の適用事業所(*)となった際、同日付で申立人を含め、従業員72人全員が同社に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同社に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同社が別の事業所番号で適用事業所(*)となった際に、申立人は、同社に係る被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの供述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成19年1月26日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め72人であったことや、給与支給明細書により、A社(*)は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成19年1月26日付けのA社(*)に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が72人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件(5人以上)を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)がかかる処理を行う合理的理由はない上、平成19年5月10日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実に即したものとは考え難く、当該処理に係る有

おける資格取得日は同年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。 また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成19年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすること

が妥当である。

効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社(*)に

群馬国民年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 9 月までの期間及び 58 年 6 月から 59 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年9月まで

② 昭和58年6月から59年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所及び役場で納付していた。 若いころで経済的に苦しかったので、保険料を納付したことをよく覚え ている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、当時の住所、記号番号、及び厚生年金保険被保険者の資格喪失日から、昭和 63 年1月以降にA社会保険事務所(当時)で払い出されたと推認でき、この時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができない上、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、オンライン記録では、申立期間①及び②については国民年金の保険料未納期間となっているものの、これは平成元年4月に申立人の被保険者資格得喪記録が整理されたことにより、未加入期間から未納期間に訂正されたものであり、申立期間当時は、未加入期間であったことから、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和 34 年ごろから、町内会の伍長をしていた。伍長の責任から町内の人に国民年金に加入してもらうため、一軒一軒説明をして回った。そのとき、私自身もすぐに国民年金に加入をした。申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は 41 年8月に、申立人の妻と連番で払い出されたことが確認でき、この払出時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができず、その妻も申立期間については保険料を納付していない上、申立期間中に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金制度において保険料の納付が開始された昭和36年4月から集金人に納付していたと主張しているが、申立人が居住していたA市B町においては、同年4月時点では、保険料の集金・納付組織が確認できない上、同市の広報誌によれば、国民年金制度開始時における保険料の納付方法は、被保険者本人が市で国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に購入した印紙を貼って検認を受ける方法であったことが確認できるなど、36年当時、当該地区において集金人による納付方法は、まだ実施されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人から申立期間の保険料を集金していたとする集金人自

身も、昭和 40 年4月から保険料の納付を開始している上、同じ町内において申立人と同時期にA市で国民年金の加入手続を行った者で、36 年4月から保険料を納付している者は一人も確認できず、その者たちも、申立人と同じく40年4月から保険料の納付を開始している。

加えて、申立人は、保険料を納付し始めた時点を昭和 36 年4月とした理由について、自身の国民年金被保険者の資格取得日が 35 年 10 月1日となっていることを挙げているが、この日付は、保険料の納付の有無や加入手続をした時期にかかわらず被保険者資格を取得した日であることから、申立人が 36 年4月から保険料を納付したことを示すものではない。

その他に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年5月までの期間、同年12月から7年2月までの期間、同年6月及び8年2月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から同年5月まで

② 平成6年12月から7年2月まで

③ 平成7年6月

④ 平成8年2月から9年2月まで

私は、時期は不明だが、自宅に訪れた年配の男性(おそらく、市職員)から国民年金保険料の未納付の件で一度話を聞き、その後、再度自宅に来たその男性に現金で数か月分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格は、基礎年金番号導入後の平成 10 年 3 月 1 日に新規取得されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄にも、申立期間について、国民年金被保険者の資格取得に関する記載は無いことから、申立期間については、国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間で国民年金には未加入とされている期間であり、納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付する機会も無かったものと考えられる上、申立期間①から④までの期間は、約3年間で、この間の申立回数が4回に及び、市において、これだけの回数の事務処理誤りが起こるとも考え難い。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格を新規取得した平成10年3月

時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない上、申立期間④についても、過年度保険料となり、市において取り扱っていないことから、自宅を訪問したとする市職員に、申立期間①から④までの保険料を一括で納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から28年6月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入 記録が無い。同社では、経理部員として厚生年金保険の事務も担当し ていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 5 月から 28 年 6 月までの期間において、A社に 勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社の後継事業所は、申立人の申立期間に係る関連資料を保存しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明と回答しており、また複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、 A社において、昭和28年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得 しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年から 25 年 11 月まで

A社の代表取締役であった期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同社の閉鎖登記簿の謄本に役員としての記録があることから推認できる。

しかしながら、A社の後継事業所は、申立人の申立期間に係る関連資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明と回答しており、また複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、 A社において、昭和 25 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取 得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の前代表取締役であった申立人の実父も、関連事業所であるB社において、昭和30年8月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年10月1日まで 平成3年6月1日から4年4月3日までの期間、A社(現在は、B 社)に勤務した。社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の加入記録で は、被保険者資格を取得した日が3年10月1日となっているので、申 立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月1日から4年4月3日までの期間、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申述しているところ、同社を事業継承したB社には、当時の資料が保管されておらず、同僚の証言も得られないことから、申立人の申立期間におけるA社の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた従業員は「私は、平成 2年4月に入社したが、試用期間が6か月間あり、厚生年金保険に加入し たのは同年 11 月からだった。事業主は、試用期間経過後に厚生年金保険 に加入させていたのではないか。」と証言している。

さらに、申立人に係るC厚生年金基金及びC健康保険組合の加入記録に おいては、平成3年10月1日に資格を取得し、4年4月4日に資格を喪 失しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から55年8月1日まで 昭和53年4月1日から55年8月1日までA社B支店に勤務したが、 この間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申述しているが、同社の所在地、当時の支店長及び経理事務担当者の氏名を記憶しておらず、唯一記憶していた同僚についても、オンライン記録上では確認できない上、同記録により、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の関係者の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関係資料及び証言を得ることができない。

また、当該事業所の営業内容及び申立人が記憶していたテレビコマーシャルの内容から、同事業所の関連会社に照会したところ、当該関連会社は「Bに支店があったという記録は無く、保管する人事記録及び厚生年金保険被保険者記録においても申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年4月30日まで A社本社及び同社B所に勤務した期間のうち、申立期間について厚 生年金保険の加入記録が無い。同社では、正社員のC職として勤務し ていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「勤続満 10 年の表彰状」及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社本社及び同社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同所において申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人が被保険者資格を取得した日である昭和24年4月30日前の約2年間(昭和22年6月3日から24年4月29日まで)において一人も確認できない上、前述の同僚も含め、申立人と同期入社であると推認できる7人及び申立人よりも早い時期から同所に勤務していたものと推認できる4人も、同名簿において、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、A社B所は、昭和22年6月3日以降に配属された従業員を一括して24年4月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた事情がうかがえる。

また、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社B所において、昭和24年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月17日から同年4月1日まで A社に昭和48年1月17日から勤務していたが、厚生年金保険の被保 険者記録は同年4月1日からとなっている。申立期間について、厚生 年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に解散しており、元事業主は、当時の 書類は残っていないと回答していることから、申立人の申立期間における 厚生年金保険の適用状況について、確認できる関連資料及び証言を得るこ とができない。

また、複数の同僚は「申立期間当時は、3か月程度の試用期間があった。」と証言していることに加え、「自分は、昭和42年9月18日に入社した。」と証言している同僚の被保険者資格取得日が、オンライン記録により昭和42年12月21日であることを踏まえると、当該事業所の事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月26日から同年5月1日まで オンライン記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失 日が平成元年4月26日となっているが、同社には同年4月末日まで勤 務し、給与支給明細書に記載のあるとおり、厚生年金保険料が控除され ている。このことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成元年4月30日まで 勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成元年4月26日と記載され、翌日の同年4月27日には管轄の社会保険事務所(当時)において受理されていることが確認できる上、雇用保険の離職日(平成元年4月30日)との不一致の理由について、同事業所は、「最後の給与で退職月の厚生年金保険料を控除しないための措置である。」、「当方では、従業員の当月分の厚生年金保険料を翌月の給与から控除する方法であった。」と回答しているところ、申立人から提出された申立期間に係る同年4月分の給与支給明細書では、1か月分の厚生年金保険料のみが控除されていることが確認できる。

このことから、前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険 控除額は、平成元年3月に係る保険料であることが推認でき、同年4月に 係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月5日から同年7月1日まで

② 昭和31年4月13日から36年6月20日まで

③ 昭和36年8月26日から38年9月5日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年11月22日に脱退手当金の支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同年10月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間に係るものと同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間については別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立期間に係る事業所を退職後、昭和41年12月に国民年金手帳記号番号が払い出され、被保険者資格を有しているものの、保険料を納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

A社に平成元年3月31日まで勤務したが、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日と記録されており、同年3月の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成元年3月31日まで勤務した旨を申述しているが、同社における申立人の雇用保険の離職日は、同年3月30日と記録されており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所から提供された「被保険者名一覧表」によると、申立 人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成元年3月31日と記録され ており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所は「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる資料は無い。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月初旬から42年3月中旬まで ねんきん特別便により、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間について 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言からうかがえる。

しかしながら、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所の同僚は「入社して1、2年後に、社長の奥さんが厚生年金保険に加入させてくれた。」と証言しているところ、複数の同僚に係る厚生年金保険の加入記録により、入社したとする日から半年ないし2年経過後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、賃金の受領方法について、日払い及び週払いであったと記憶しているところ、当該事業所の事務担当者は「日払い及び週払いの従業員については、厚生年金保険には加入させていなかった。」と明確に証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金基金の資格喪失日は平成4年5月31日、雇用保険の離職日は同年5月30日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致している上、同社に申立期間当時に勤務していた従業員に照会したものの、証言を得られないことから、申立人の申立期間における同社の勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所は「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が当社に勤務した期間や保険料の控除等について確認できない。」と回答しているほか、前述のとおり、申立期間当時の従業員からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。